

議案第 1 3 6 号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和 2 2 年川崎市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「使用料」の次に「又は利用料金」を加える。

第 1 3 条第 1 項中「特定港湾施設等」の次に「（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）」を加え、「、第 1 5 号、第 2 1 号及び第 2 2 号」を「及び第 1 5 号」に改め、同項第 1 0 号中「別表第 1 ふ頭用地使用料」を「別表第 1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料」に改め、同項第 1 3 号を次のように改める。

(13) 船舶給水設備使用料

ア 直接給水（自動給水器によるものを除く。）

(ア) 3 0 立方メートルまで 2 5, 5 6 0 円

(イ) (ア)を超える給水量 1 立方メートルまでごとに 8 5 2 円

イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1 立方メートルにつき
4 0 0 円

第 1 3 条第 1 項第 1 5 号中アを削り、イをアとし、ウからオまでを削り、カ

をイとし、同項第20号中「別表第3駐車施設使用料」を「別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料」に改め、同項第21号及び第22号を削り、同条第2項及び第3項中「又は1口」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。

第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第13条の2 第3条第1項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。

3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額（ふ頭用地利用料のうち1月以上の利用に係る利用料金は、別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料に定める金額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(1) 荷さばき地利用料

ア 一般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円

2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円

2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円

2級荷さばき地 180円

(2) ふ頭用地利用料

別表第1 ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。

(3) 事務所利用料

1月1平方メートルまでごとに 3,000円

(4) 事務所附帯施設利用料

ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円

イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円

ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円

エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円

(5) 駐車施設利用料

別表第3 駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。

(6) 軌道走行式荷役機械利用料

ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円

イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円

(7) 電気施設利用料

ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円

イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円

4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

第14条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の

1 項を加える。

2 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第15条の見出し中「使用料」の次に「及び利用料金」を加え、同条に次の

1 項を加える。

2 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

別表第1中「第13条関係」を「第13条、第13条の2関係」に、

「

ふ 頭 用 地 使 用 料

種 別	使 用 料	
	単 位	金 額

」

を

「

ふ 頭 用 地 使 用 料 又 は ふ 頭 用 地 利 用 料

種 別	使 用 料 又 は 利 用 料 金	
	単 位	金 額

」

に改める。

別表第3中「第13条関係」を「第13条、第13条の2関係」に、「駐車施設使用料」を「駐車施設使用料又は駐車施設利用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項

第13号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用許可を受け、この条例の施行の日前から同日にわたって利用する場合には、改正後の条例第13条の2、第14条第2項及び第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

港湾施設の一部に利用料金制を導入すること、直接給水に係る船舶給水設備使用料を定めること等のため、この条例を制定するものである。